

# 大阪の新たな成長分野に係る調査分析業務 委託仕様書

## 1. 委託事業名

大阪の新たな成長分野に係る調査分析業務

## 2. 目的及び事業概要

大阪府では、ポストコロナに向け、大阪の再生・成長に向けて取り組むべき方向性を明らかにした「大阪の再生・成長に向けた新戦略」を策定し、「健康・医療関連産業のリーディング産業化」や「国際金融都市の実現に向けた挑戦」など5つの重点分野を設け、取組みを進めているところ。

本事業では、さらなる都市格の向上や都市の成長をめざし、大阪・関西万博のインパクトも活かしながら新たな取組みを進めていくことを目的として、大阪に一定のポテンシャルがある分野を抽出し、将来性等に係る調査分析及び効果的な取組みを検討する業務を行う。

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

## 4. 委託上限額

20,000,000円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

## 5. 事業内容及び提案を求める事項

上記2の目的を果たすため、本事業で実施する業務は、次の（1）～（4）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府と十分に協議・調整をすること。

### （1） 大阪の現状分析及び将来予測に係る調査

大阪の経済状況や将来予測等を総括的に調査分析すること。

（提案を求める内容）

- ① 調査分析の進め方や手法及び内容（調査項目、調査対象資料、ヒアリング対象者等）について、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。

### （2） 成長分野の抽出及び成長の方向性の分析

成長分野（※）を複数抽出すること。また、（1）の調査分析も踏まえて、抽出した分野が成長分野となりうる根拠・理由を整理し、各分野における市場動向や現況、今後の成長の方向性、課題等の詳細を調査分析すること。

※「成長分野」とは、大阪に一定のポテンシャルがある分野のことを言う。なお、産業分野に限らず、領域やコンテンツ、分野横断的なターゲット層等の切り口も含む。

（提案を求める内容）

- ① 成長分野の検討・抽出スキームについて、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。
- ② 調査分析の進め方や手法及び内容（調査項目、調査対象資料、ヒアリング対象者等）について、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。

### (3) 大阪の成長・発展に向けた効果的な取組みの考案

(2) で整理した成長分野において、今後の大阪の成長・発展に向けて効果的な取組み（大阪府の行政施策として考えられるもの）を複数検討すること。

(留意点)

- ・提案にあたっては、大阪府の既存の取組みを踏まえ、類似しないよう検討すること。
- ・大阪府が企業や大学等と共創できる可能性を考慮すること。
- ・大阪府において今後の施策（モデル事業）として検討するため、実現に向けた具体的なプロセスを考慮すること。

(提案を求める内容)

- ① 取組みの検討手法について、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。

### (4) 事業実施体制等の策定

(1)～(3) について、契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。

(提案を求める内容)

- ① 事業実施体制を提案すること。なお、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）し、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ② 6. ウに示す成果物の提出も含めた事業全体のスケジュール及び上記(1)～(3)の業務ごとの想定スケジュールについて表形式で提案すること。
- ③ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似の調査分析業務の実績、企業ネットワーク等）を記載すること。
- ④ その他、本事業を効果的・効率的に実施するための取組みについて提案すること。

## 6. 事業全体に係る留意点

### ア 委託における留意事項について

- ・受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・受託者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受託者は、大阪府と協議のうえ、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。
- ・受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

### イ 実施状況の報告について

- ・受託者は、契約締結後、原則月に1回、本委託事業の作業・スケジュール進捗が分かる資料等を書面にて、大阪府に報告すること。
- ・大阪府から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。

### ウ 成果物の提出について

以下の成果物を、指定期限までに納品すること。

#### ① 中間報告

本事業は、大阪府が令和5年度の予算要求の検討につなげるため、受託者は、令和4年12月中旬までに、それまでに実施した調査結果や検討状況の概要（任意様式）2部を大阪府に提出すること。なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。

## ②最終報告書

受託者は、令和5年3月末までに、下記成果物を提出すること。

- (i) 最終報告書概要版（A3カラー軽印刷） 2部
- (ii) 最終報告書詳細版（A4カラー軽印刷） 2部
- (iii) 電子データ格納CD-R 1枚

※CD-Rには本事業で実施した調査・分析など一式（収集したデータそのものを含む）及び最終報告書データを格納すること。

## エ 物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針に適合するものであること。

（参考：<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>）

## オ 著作権及び使用料について

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は大阪府が保有する。
- ・成果物に含まれる受託者または第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。また、本事業に係る一切の著作権及び使用料等の費用についてはすべて委託金額内に含むものとする。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

## 7. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

## 8. その他

- ・本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行する。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。